

佐賀県誘致CSO活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内CSO活動の活性化を図り、また、県内への新たな人材の流入と雇用の促進を図るなど、地域の課題解決に資するため、県の誘致により県内に事務所の開設を行ったCSOの代表者等（以下「補助事業者」という。）に対し、事務所開設時における経済的負担の軽減を図られるよう、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）制度要綱（平成27年2月10日府地創第21号。以下「制度要綱」という。）、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）交付要綱（平成27年3月6日府地創第48号。以下「交付要綱」という。）、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、県が誘致活動を行い、県と進出に係る協定を締結したCSOの代表者、又は、当該協定に基づき、新たに設立されるCSOの代表者とする。

2 補助事業者は、自己又は進出に係る協定に記載されるCSOの役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与しているCSO又は個人であってはならない。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) CSO Civil Society Organizations (市民社会組織) の略で、特定非営利活動法人、非政府組織、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA といった組織・団体をいう。
- (2) 立地決定日 進出に係る協定を締結した日をいう。なお、締結した日よりがたい場合は別途知事が定める日とする。
- (3) 補助金額判定日 立地決定日から6箇月を経過する日をいう。
- (4) 事務所開設費 立地決定日から、補助金額判定日までに、本県内に開設した事務所の設置、運営及び事業遂行に要した別表に掲げる経費をいう。
- (5) 新規雇用者 本県内への事務所の開設に伴い、立地決定日以降に新たに雇用した、雇用条件のうち、雇用期間を1年以上とし、一月当たりの勤務日の日数を16日以上(在宅勤務を含む。)とした者で、補助金額判定日の時点で在職し、かつ、県内に住所を有している者をいう。
- (6) 配置転換者 立地決定日以降に、補助事業者の県外の事務所から本県内の事務所に配置転換した、雇用条件のうち、雇用期間を1年以上とし、一月当たりの勤務日の日数を16日以上(在宅勤務を含む。)とした者で、補助金額判定日の時点で在職し、かつ、県内に住所を有している者をいう。

(交付要件等)

第4条 補助対象経費、補助金額及び交付限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書及び規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、別添様式(様式第1号)のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請及び実績報告に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請及び実績報告を行わなければならない。ただし、交付申請及び実績報告時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 3 第1項の補助金交付申請書及び実績報告書(以下「申請書等」という。)は、第3条第3号に規定する補助金額判定日から1箇月以内若しくは補助金額判定日の属する年度の末日のいずれか早い日に提出しなければならないものとし、

その部数は1部とする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条第1項の規定により交付申請及び実績報告があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認め、実績報告に係る補助対象事業の成果が、法、令、制度要綱、交付要綱、規則及びこの要綱の規定に適合すると認めたときは、交付決定（交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件）及び交付すべき補助金の額の確定を行うものとする。

2 知事は、前項に規定する交付決定及び交付すべき補助金の額の確定を行ったときは、別添様式（様式第2号）により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項に規定する交付申請の取下げについて、交付決定を受けた補助事業者は、補助金の交付決定及び補助金の額の確定通知を受けた日から起算して7日を経過する日までに、知事に別添様式（様式第3号）による申請取下書を提出するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、制度要綱、交付要綱、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付）のとおり県内企業と契約するよう努めること。
- (3) 補助金額の確定後、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別添様式（様式第4号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(補助金の交付請求)

第9条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は別添様式（様式第5号）のとおりとする。

(是正のための措置)

第10条 知事は、報告を受けた補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、規則第14条第1項の規定に基づき、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 知事は、次に掲げる場合には、規則第16条第3項の規定に基づき、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法、令、制度要綱、交付要綱、規則又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
- (3) 補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (4) 第2条第2項及び第3項の規定に違反することが判明したとき
- (5) 災害その他知事がやむを得ないと認められる場合を除き、立地決定日以後5年以内に事業を休止し、又は廃止したとき

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、規則第17条第2項の規定に基づき、当該補助事業者はその額の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合(第1項第5号の場合を除く。)には、規則第18条第1項の規定に基づき、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 知事は、補助金等の返還を命じ、これを補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、規則第18条第2項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。

(補助金の返還の期限)

第12条 規則第17条第2項の規定による補助金の返還の期限については、返還の命令に付した日とする。

(その他必要な事項)

第13条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月17日から施行し、その日以降に立地決定した者に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月27日から施行する。

別表

区 分	補助対象経費	補助金額	交 付 限度額
<p>事務所開設費 (立地決定日から補助金額判定日まで に要した経費に限る。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所等賃料 事務所及びその運営のために必要な駐車場(職員用として補助事業者が借り上げる駐車場を含む。)の賃借料。ただし、敷金を除く。 ・ 人件費 新規雇用者及び配置転換者に係る賃金のほか、通勤手当、賞与等の諸手当、社会保険料(雇用保険料、労災保険料等)に係る事業主負担分を含む。) ・ 旅費 県外事務所との連絡調整等に要する旅費 ・ 機器取得費 事業の遂行に必要な機器の取得に要した経費。リース(地方税法第383条に基づく申告の対象となるリース資産に限る。)に要する経費、ソフトウェアの取得に要する経費 <p>※ 取得価格10万円以上の備品は不可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需用費 事業の遂行に伴う需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費等)ただし、食糧費は除く。 ・ 役務費 事業の遂行に伴う役務費(通信費、運搬費等) ・ その他 上記以外で、事務所の運営、事業遂行に要する経費で、知事が必要と認める経費 	<p>50万円× (新規雇用者数+配置転換者数)の計算式により算出した金額を上限とする。</p>	<p>予算の範囲内</p>

様式第1号（第5条関係）

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者

（住所）

（名称）

（代表者^{（ふりがな）}氏名） ⑩

[生年月日 年 月 日]

平成 年度佐賀県誘致CSO活動支援補助金交付申請書及び実績報告書

平成 年度佐賀県誘致CSO活動支援補助金を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県誘致CSO活動支援補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の内容

2 補助事業の実施場所

3 補助金交付申請額 金 円

※ 補助金額判定日における新規雇用者。配置転換者人数 人

4 添付書類

- (1) 事業実績報告書（別紙1）
- (2) 佐賀県誘致CSO活動支援補助金交付申請額算定根拠（別紙2）
- (3) その他必要な書類

(注) 申請に当たっては、裏面の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。
この様式に記載された個人情報、佐賀県誘致CSO活動支援補助金交付事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。

【裏 面】

誓 約

私は、このたびの申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

□ 自己又は進出に係る協定に記載されるCSOの役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与しているCSO又は個人ではありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(別紙1)

平成 年度佐賀県誘致CSO活動支援補助金事業実績報告書

1 CSOの名称等

(1) 名 称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 立地決定日

(5) 補助金額判定日

2 事業実績の概要（立地決定日～補助金額判定日）

(1) 事業の内容・事業実施による効果

(2) 事業実施による実績

事務所開設費		円
うち補助対象額	概 要	金 額
事務所等賃料		円
人件費		円
旅費		
機器取得費		円
需用費		円
役務費		円
その他		円
計		円

(別紙2)

平成 年度佐賀県誘致CSO活動支援補助金交付申請額の算定根拠

1 事務所開設費 算定の基礎となる投資額等

(1) 事務所等賃料

区 分	金 額	摘 要
事務所賃料	円	月額@ 円× 月
駐車場賃料	円	月額@ 円× 月
計	円	

注) 敷金を除いて記載すること。

(2) 人件費

区 分	金 額	延べ人数
新規雇用者	賃金等 円	人
	手当等 円	
	社会保険料等 円	
	計 円	
配置転換者	賃金等 円	人
	手当等 円	
	社会保険料等 円	
	計 円	
計	賃金等 円	人
	手当等 円	
	社会保険料等 円	
	計 円	

注) 社会保険料等には、社会保険料に係る事業主負担分を含め記載すること。

(3) 旅費

区 分	金 額	摘 要
県内旅費	円	
県外旅費	円	
計	円	

(4) 機器取得費

区 分	名 称	金 額	取得年月日等
取 得		円	
		円	
リース		円	
		円	
計		円	

(5) 需用費、役務費

区 分	金 額	主な内容
需用費	円	
役務費	円	
合 計	円	

(6) その他

費用の名称	金 額	必要な理由
	円	
	円	
計	円	

様式第2号（第6条関係）

第 号
平成 年 月 日

補助事業者

様

佐賀県知事

平成 年度佐賀県誘致CSO活動支援補助金の交付決定
及び額の確定について（通知）

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度佐賀県誘致CSO活動支援補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第13条の規定によりその額を確定したので、規則第6条及び第13条の規定により通知します。

記

- 1 この補助金の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度佐賀県誘致CSO活動支援補助金にかかる事業とし、その内容については、当該申請書に記載のとおりとする。
- 2 交付決定及び確定補助金額は、次のとおりとする。

交付決定及び確定補助金額 金 円

- 3 この補助金は、別紙を条件として交付するものとする。

担当課：

電 話：

(補助金交付決定通知書 別紙)

条 件 書

- 1 法、令、制度要綱、交付要綱、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- 2 佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付）のとおり県内企業と契約するよう努めること。
- 3 補助金額の確定後、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 4 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

様式第3号（第7条関係）

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者

（住 所）

（名 称）

（代表者氏名）

Ⓜ

平成 年度佐賀県誘致CSO活動支援補助金の交付申請書
及び実績報告書の取下げについて

平成 年 月 日付け 第 号により通知のあった平成 年度佐賀
県誘致CSO活動支援補助金の交付決定及び額の確定について、佐賀県誘致CSO活動
支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおりその申請を取り下げます。

記

1 補助金の交付決定及び額の確定通知書を受け取った日

平成 年 月 日

2 取下げの理由

この様式に記載された個人情報は、佐賀県誘致CSO活動支援補助金交付事務の目的を達成するために使用します。

様式第4号（第8条関係）

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者

（住所）

（名称）

（代表者氏名）

㊞

平成 年度佐賀県誘致CSO活動支援補助金に係る消費税額
の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定及び額の確定の通知があった平成 年
度佐賀県誘致CSO活動支援補助金に関し、消費税仕入控除税額が確定したので、誘致
CSO活動支援補助金交付要綱の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（確定通知により通知した額）	円
2 補助金の確定時における消費税及び地方 消費税に係る仕入控除額	円
3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に 係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額	円
4 補助金返還相当額（3－2）	円

（注）

- 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
- 2 課税事業者であっても、単純に補助金8%相当額が消費税仕入控除による減額等の対象額ではない。

この様式に記載された個人情報は、佐賀県誘致CSO活動支援補助金交付事務の目的を達成するために使用します。

様式第5号（第9条関係）

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者

（住 所）

（名 称）

（代表者氏名）

㊞

平成 年度佐賀県誘致CSO活動支援補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定及び額の確定の通知があった平成
年度佐賀県誘致CSO活動支援補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金
等交付規則及び佐賀県誘致CSO活動支援補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

（振込先）

金融機関名	
口座種別・番号	
口座名義	

この様式に記載された個人情報は、佐賀県誘致CSO活動支援補助金交付事務の目的を達成するために使用します。

平成27年8月17日

誘致CSO活動支援補助金取扱要領

佐賀県誘致CSO活動支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の運用に当たっては、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 要綱第3条第4号に規定する「事務所開設費」の確認書類は、金額を確認できる契約書、請求書等と、その支払金額を確認できる領収書等とする。（全て写しで可）
- 2 要綱第3条第5号に規定する「新規雇用者」及び同条第6号に規定する「配置転換者」の確認書類は、原則として次のとおりとするが、これらの書類の取得が困難な場合は、それに代わる資料等により確認できるものとする。（全て写しで可）
 - (1) 新規雇用者・配置転換者であること 雇用契約書等の書類で雇用関係にあること、雇用条件等が確認できる書類
 - (2) 県内に住所を有していること 補助金額判定日以降に取得された住民票（住民票の取得が困難な場合は、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」（補助金額判定日以前の住所を確認）と「厚生年金保険被保険者・国民年金第3号被保険者住所一覧表」（補助金額判定日以後の住所を確認）のセット等で確認）
- 3 要綱第11条第1項第5号及び同条第2項に規定する補助金の交付決定の取消及びその返還等については、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業者は、立地決定日から5年以内に事務所を廃止するときは、速やかに届け出なくてはならない。

なお、届出書は別記様式第1号のとおりとし、その提出部数は1部とする。
 - (2) 補助事業者が事務所開設の日から5年以内に事務所を廃止したときには、知事は、補助金の額を以下に定める方法で算出した額（以下「不交付額」という。）を減額するものとし、既に交付した額が、その減額後の額を超えるときには、補助事業者に対しその超える額の返還を求めるものとする。

なお、事務所開所月数については、立地決定日の属する月から事務所廃止の前月までの月数とする。

$$\text{不交付額（返還額）} = \text{既確定補助金額} \times (\text{60月} - \text{事務所開所月数}) / \text{60月}$$

別記様式第1号

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者

(住所)

(名称)

(代表者氏名)

㊞

佐賀県誘致CSO活動支援補助金対象事務所廃止予定届

佐賀県誘致CSO活動支援補助金交付要綱に基づき、補助金対象事務所を廃止する予定ですので、下記のとおり届出いたします。

記

- 1 事務所の所在地
- 2 補助金交付決定及び額の確定番号並びに年月日
 - (1) 交付決定及び額の確定番号
 - (2) 交付決定及び額の確定年月日
- 3 立地決定日 平成 年 月 日
- 4 廃止予定年月日 平成 年 月 日
- 5 廃止理由
- 6 解雇予定従業員数及びその処遇

この様式に記載された個人情報、佐賀県誘致CSO活動支援補助金交付事務の目的を達成するために使用します。